カートドライバーライセンス講習会規定

※下線部:変更箇所

	次 <u>下極前</u> :変更固別
改正案	現行規定
第1条~第3条 【略】	第1条~第3条 【略】
第4条 開設申請の手続講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、JAFへ申請しなければならない。1. ~2. 【略】	第4条 開設申請の手続 講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって 開催予定日の1ヶ月前までに、 <u>JAF地方本部または支部を通じ、</u> JAF <u>本</u> <u>部</u> へ申請しなければならない。 1. ~2. 【略】
第5条~第11条 【略】	第5条~第11条 【略】
 第12条 主催者の報告義務 1. 講習会の主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、JAFへ報告しなければならない。 1)~5) 【略】 2. 報告書はJAF所定の書式により提出する。 	第12条 主催者の報告義務1. 講習会の主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、JAF地方本部または支部を通じ、JAF本部へ報告しなければならない。1)~5) 【略】2. 報告書はJAF所定の書式によるものとし、提出先は、主催者の住居を管轄するJAF地方本部または支部とする。
以上	以上